民 生 協 議 会 協 議 事 項

（日時　令和２年５月７日（木）
　　午後２時30分
場所　第三委員会室）

○　所管事項の報告について

１　八戸市保健所条例の一部を改正する条例の一部改正（案）の概要について

２　（仮称）八戸市総合保健センター建設事業建築工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

民 生 協 議 会 資 料
令 和 ２ 年 ５ 月 ７ 日
健康部保健所保健総務課

八戸市保健所条例の一部を改正する条例の一部改正（案）の概要について

１．改正理由

保健所の八戸市総合保健センターへの移転を延期することに伴い、保健所の位置の変更を延期するためものである。

２．改正内容

保健所の位置を「八戸市内丸一丁目１番１号」から「八戸市田向三丁目６番１号」に変更する日を規則で定めることとする。

３．施行期日

公布の日

民 生 協 議 会 資 料
令 和 ２ 年 ５ 月 ７ 日
健康部保健所保健総務課

（仮称）八戸市総合保健センター建設事業建築工事請負の一部変更契約の締結をすることの専決処分について

１．工事名

（仮称）八戸市総合保健センター建設事業建築工事

２．契約者

寺下・高橋・東邦・大館特定建設工事共同企業体

３．専決処分の理由

工事請負額の変更が生じたため、地方自治法第180条第１項に基づき、専決処分したもの。

４．主な変更理由

①カーテン、ロールスクリーンの追加による増工。

②ガラスフィルムの追加による増工。

③マグネット掲示板の追加による増工。

④サインの追加による増工。

５．契約額

変更前　　3,267,441,380円

変更後　　3,282,652,180円

増　減　　15,210,800円（0.47%）の増額

６．処分年月日

令和２年４月20日